

2009年11月24日

栃木県選出国會議員 殿

栃木県保険医協会
会長 戸村 光宏

診療報酬引き上げ及び 医療再生へのご尽力のお願い

拝啓 国政の重責を担ってのご奮闘に心より敬意を表します。

私ども栃木県保険医協会は、県内の開業および勤務の医科・歯科保険医770人で構成する団体です。

さて、野田佳彦財務副大臣は、11月19日の記者会見で来年度の診療報酬改定について技術料本体は「最低限はゼロでおさまるところまでやらないといけない」とのべ、薬価引き下げを含めたネットでの引き下げを示唆しました。マスコミ報道によると、財務省主計局の方針は「3%程度の引き下げ」と伝えられています。

ご承知のように、貴党のマニフェストは医療費総枠をOECD加盟国平均まで拡大することを掲げています。この野田副大臣の発言は明らかにマニフェストに反する発言です。また、副大臣の発言が、財務省主計局の意向によるものであれば、貴党の掲げる「政治主導」の看板に偽りありといわざるを得ません。

財務省が11月19日付で発表した「医療費予算について」は、医療費抑制策を強引に推進し医療崩壊という事態を招いた同省としての反省が微塵も感じられない資料です。その内容は、自民党政権が長年にわたり「医師偏在」論で医師の絶対的不足を覆い隠し、事態を深刻化させた誤った手法を繰り返すものでしかありません。

政府は、デフレ宣言をしました。いまこそ、「コンクリートから人へ」のスローガンにふさわしい財政出動が求められています。この点では、経済波及効果の高い医療への財政投入が雇用対策とともに優先して行われるべきです。国民医療費への国庫負担率を高めれば、診療報酬引き上げによる保険料、患者負担への影響を緩和することは可能です。

医療崩壊から再生への転換のためには、小泉構造改革路線が行った過去4回の診療報酬マイナス分7.68%を超えるネットでの引き上げが必要と考えますが、少なくとも新政権が最初に行う改定では技術料本体については同マイナス分2.28%の補填を前提として薬価引き下げ分の上乗せが検討されるべきです。また、歯科医師の「5人に1人がワーキングプア」といわれる歯科医院経営の崩壊的危機の打開のためには、歯科診療報酬は医科以上の引き上げが必要です（医療費全体への影響率は10%引き上げで0.73%）。

医療再生のために、貴職のご尽力をお願い申し上げます。

敬具